

第5次伊勢原市地域福祉活動計画

令和5年3月



社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉とは.....	2
3 地域福祉活動計画とは.....	2
4 今後の方向性と必要な取り組み	3
5 計画の期間	4
6 進行管理.....	4
7 計画策定における住民参加の手法.....	5
第2章 計画の方向性.....	6
1 基本理念	6
2 基本目標.....	6
3 施策の体系図.....	7
第3章 計画の実現に向けて（具体的取組）	8
基本目標1 福祉を支える人づくり.....	8
基本目標2 支え合いの地域づくり.....	11
基本目標3 安心して暮らせる仕組みづくり	15
1 伊勢原市の地域と現状	18
2 アンケート調査及びヒアリング調査の結果	23
3 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	27
4 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画点検推進委員会設置要綱	28
5 伊勢原市地域福祉活動計画策定委員会名簿	30
6 伊勢原市地域福祉活動計画点検推進委員会名簿	30
7 第5次伊勢原市地域福祉活動計画策定経過	31

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、人口減少、少子高齢化、核家族化の進展に伴うひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、価値観の多様化に伴うライフスタイルの変化など、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

個人や世帯が抱える福祉課題についても、生活上の様々な分野の課題が絡み合い複雑・複合化する傾向があり、また生活に身近な地域におけるつながりの希薄化、地域活動の担い手や人材不足など、地域力の弱体化も見られ人と人とのつながりが弱まる中で、孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結びつかないことなどから、貧困やひきこもり、高齢の親と無職の子どもの同居世帯(いわゆる「8050問題」(注1))や、介護と子育ての時期を同時に迎える世帯(いわゆる「ダブルケア」)など、課題が深刻化するケースが増えています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出や地域福祉活動の自粛が余儀なくされ、閉じこもりによる高齢者等の虚弱化の進行や社会的な孤立、また収入の減少、失業などによる生活困窮など、その影響が引き続き懸念されます。

こうした状況の中で、誰もが安心して地域において自立した生活をおくるためには、地域住民による支え合いと公的福祉サービスが連動し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制(注2)を構築する地域共生社会(注3)の実現を図っていく必要があります。

そのため「改定版第4次伊勢原市地域福祉活動計画」の計画期間が終了するため、計画の基本理念「共に支え合い、一人ひとりを大切にすまちづくり」を継承しつつ、厳しい社会経済情勢の中、持続可能な社会を目指し、地域住民等が、支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向け、令和5年度からの5年間における地域福祉推進のための具体的な行動計画として「第5次伊勢原市地域福祉活動計画」を策定するものです。

(注1) 8050問題：高齢化する50歳代のひきこもりの子と80歳代の親の世帯において、80歳代の親が50歳代の子の面倒を見なければならない状況にあったり、ひきこもりの長期化等により支援につながらないまま孤立してしまったりする問題のこと。

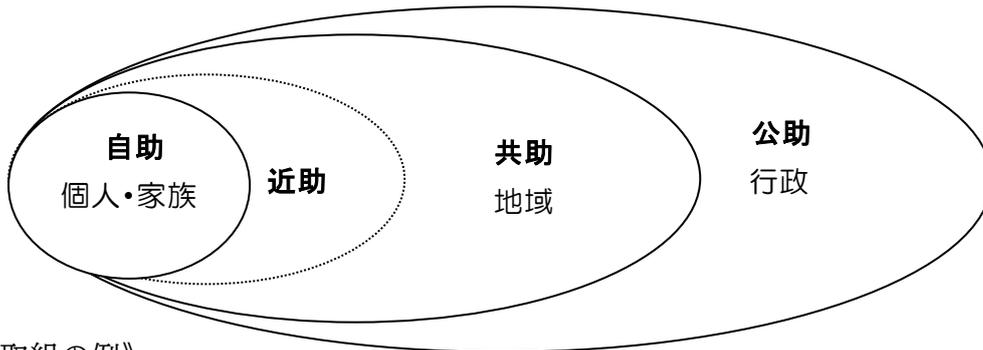
(注2) 包括的な支援体制：地域住民による支え合いと公的支援が連携し、総合的に支える体制のこと。

(注3) 地域共生社会：子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のこと。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民がお互いに人権を尊重し、顔の見える関係づくりを進め、困りごとや心配ごとに耳を傾け、助け合い、「住民一人ひとりの努力(自助)」や「向こう三軒両隣の助け合い(近助)」だけでは解決できない生活課題に対しては、「住民同士の助け合い(共助)」や「公的サービスによる支援(公助)」と協働(注4)して解決へ結びつけ、誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていく取組のことです。

■地域の単位による地域福祉のイメージ



《取組の例》

自助：自分でできることは自分です（地域の活動に参加する・講座や交流会に出席する・避難所の確認や備蓄を行うなど）。

近助：近隣で相互に助け合う（向こう三軒両隣などで日常からの助け合い）。

共助：地域社会における相互扶助（自治会単位等による見守り・支え合い活動・ボランティアやNPO（注5）による福祉活動など）。

公助：行政でなければできないことは、行政がしっかり対応する（公的な福祉サービスなど）。

(注4) 協働：複数の主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

(注5) NPO：Non Profit Organization の略。社会活動を行う非営利の民間団体

3 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会(注6)が呼びかけ、地域住民、当事者団体、ボランティア・NPO法人等の住民参加の下で、地域課題の明確化と解決の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動と関係機関・団体の役割分担が明示された民間の行動計画です。

地域福祉活動計画の推進役としての市区町村社会福祉協議会の役割

- ① 地域福祉を進める公的な組織として公民の協働の場を提供すること。
- ② コミュニティワーク（注7）など地域福祉推進の専門性を提供すること。
- ③ 諸団体・関係機関の間を調整すること。

(注6) 社会福祉協議会：社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とする公共性・公益性の高い民間福祉団体。全国、都道府県、特別区、政令指定都市、市町村単位で組織されている。(略称：社協)

(注7) コミュニティワーク：地域社会において地域住民の福祉ニーズの把握、福祉サービスの開発や連絡・調整などを行う援助技術

4 今後の方向性と必要な取り組み

社会福祉協議会の具体的な取り組みとして、アウトリーチ(注8)の徹底、相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤整備、行政とのパートナーシップあらゆる生活課題への対応、地域のつながりの再構築が大きな柱となります。年次事業計画や予算と連動させながら、今後の展開を主体的に描いていくことが重要になります。

社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」・概要



資料：全国社会福祉協議会「社協・生活支援活動強化方針」

(注8) アウトリーチ：手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味。支援が届きにくい方に対して、公的機関等が積極的に働きかけて支援を届けること。

5 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や社会福祉の動向などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の名称	令和 5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
地域福祉計画 (R5～9年度)	点検・評価・改善点の検討					
地域福祉活動計画 (R5～9年度)	点検・評価・改善点の検討					

6 進行管理

第5次地域福祉活動計画の進行管理については、点検推進委員会による定期的な評価を行い、計画の効率的、具体的な推進を図ります。

点検推進委員会 —計画の点検・評価・改善における基本的な視点—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活課題等の変化を把握し、計画に盛り込まれていない新たな課題について検討します。 ・ 計画に基づき実施している活動等の実態を把握し、実績や改善点等の話し合いを行います。 ・ 計画の推進によって、どのような成果が生まれたかを話し合います。 (数値の評価に限らず、人と人、組織と組織などの新たなつながりによる取組や、意識の向上などを含め評価を行います。)

7 計画策定における住民参加の手法

(1) 市民意識調査の実施概要

① 調査目的

市民の生活状況やニーズを把握し、「第5期伊勢原市地域福祉計画」及び「第5次伊勢原市地域福祉活動計画」策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査設計

- ア. 調査対象：伊勢原市在住の18歳以上の男女個人
- イ. 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- ウ. 調査方法：郵送による配布・回収
- エ. 調査期間：令和3年10月14日（木）～11月5日（金）

③回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000件	1,053件	52.7%

(2) 地域福祉懇談会の実施概要

① 調査目的

地域福祉活動を実践しているNPO法人、民生委員児童委員、自治会などから、地域の現状や課題を把握するとともに、今後必要な取組などを検討し、「第5期伊勢原市地域福祉計画」及び「第5次伊勢原市地域福祉活動計画」策定の基礎資料とするため、伊勢原市と伊勢原市社会福祉協議会の合同でヒアリング調査を実施しました。

② 調査設計

- ア. 調査対象：民生委員児童委員やNPO法人等市民活動団体、自治会など75団体
- イ. 調査方法：対面式または紙面によるヒアリング調査
- ウ. 調査期間：令和3年11月実施

第2章 計画の方向性

1 基本理念

第5次地域福祉活動計画が目指す地域福祉の理念として、市の第5期地域福祉計画の基本理念である「誰もが互いに尊重し合い、共に支え合いながら自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現～共に支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくり～」と整合を図り、第4次計画を引き継ぐかたちで、次のとおり定めます。

**共に支え合い、
一人ひとりを大切にするまちづくり**

2 基本目標

基本目標1 福祉を支える人づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材づくりを進めます。

基本目標2 支え合いの地域づくり

身近な地域で住民同士が交流し、地域課題の早期発見・早期対応、災害時に備え、お互いに支え合い、つながるような地域づくりを進めます。

基本目標3 安心して暮らせる仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な困りごとを受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

3 施策の体系図

基本理念

共に支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくり

基本目標	施策の方向
基本目標1 福祉を支える人づくり	(1) 福祉意識の醸成
	(2) 福祉を支える担い手の育成
基本目標2 支え合いの地域づくり	(1) 地域における交流の促進
	(2) 支え合い活動の推進
	(3) 災害時に備えた地域力の推進
基本目標3 安心して暮らせる 仕組みづくり	(1) 相談・支援体制の充実
	(2) 福祉サービスの充実
	(3) 権利擁護の推進

第3章 計画の実現に向けて（具体的取組）

基本目標1 福祉を支える人づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材づくりを進めます。

施策の方向

（1）福祉意識の醸成

福祉に関心を持ち、福祉活動に気軽に参加できるよう福祉意識を高めます。

現状と課題

社協では、ボランティア団体と協働し各種のボランティア入門講座など、福祉意識を啓発し、福祉への理解を深める講座を開催しています。また、小・中学校における福祉教育や体験学習プログラムなど、福祉を学ぶ機会と場を設けています。

アンケート結果では、若年層で福祉に関心が低い層が多く見られますが、全体では8割弱と決して低くはありません。しかし、地域では自治会や子ども会加入率は年々減少傾向にあり、地域活動全般における担い手の高齢化、役員等のなり手不足といった課題が生じています。

そのため地域住民が地域の担い手として主体的に関われるように、住民一人ひとりの地域活動や福祉に関する意識を高め、誰もが地域へ目を向け、地域づくりへの関心を持ち、地域活動等に気軽に参加することができるようにすることが必要です。

推進に向けた取組

■ 福祉を学び、体験する機会の提供

将来を見据え、小中校生や親子などを対象とした福祉意識の啓発や、地域福祉を学ぶ機会を提供します。【夏期保育体験の開催、親子福祉体験教室の開催、福祉教育の実施、障がい児者との交流会等】

■ 地域福祉活動に関する普及・啓発

福祉活動への意識を高め、参加のきっかけづくりとなるように、誰にでもわかりやすい情報発信に取り組みます。【社協だよりの発行、ホームページでの情報発信、メールマガジンの配信、会員募集・共同募金運動・善意銀行の周知等】

各主体の役割

地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ◎自治会や老人クラブ、子ども会などに参加し、自分の暮らす地域に関心を持ちましょう。 ◎地域の行事やイベント、福祉関係の講演会などに出席しましょう。 ◎ミニサロンや子育てサロンに顔を出してみましょう。 ◎見守りやサロン活動の運営に参加してみましょう。 ◎サロン活動などに、できる範囲で小・中学生にも参加してもらいましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ◎小・中学校における福祉教育の企画・運営に協力します。 ◎地域の福祉情報を収集し、広報に努めます。 ◎地域に起きている生活課題について住民に知らせ、何ができるか考えてもらうように働きかけます。 ◎福祉関係団体の協力を得て、小・中学校のための体験学習プログラムを提供します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎伊勢原市の福祉政策やこれからの課題について、多様な手法を用いて広く市民に知らせるように努めます。 ◎福祉関連の行事やイベント、講座の開催を支援します。 ◎小・中学校における福祉教育を支援します。 ◎地域活動のリーダーを育成する種々の養成事業を行います。 ◎関係機関や小・中学校に福祉教育の重要性を啓発し、推進するよう働きかけます。

施策の方向

(2) 福祉を支える担い手の育成

地域の福祉課題の解決等に向け、自主的に活動する人材を育成します。

現状と課題

社協では、ボランティア活動等の地域活動に自主的かつ継続的に参加する人材を確保するため、ボランティア団体と協働して養成講座等の開催や、ボランティアセンターの運営等を通してボランティア団体の活動支援に取り組んでいます。

しかし、若年層、50歳・60歳代の現役世代の地域活動への参加が少なく、地域団体の担い手が足りずに固定化し、支える側の高齢化といった問題が顕著化しています。

各団体が継続して活動するためには、活動の担い手となる人材の確保が必要であり、「これまで参加が少なかった世代を取り込めるような」新たな人材の育成や参加しやすい仕組みづくりを進めるとともに、地域活動の周知や活動主体からの情報発信の支援、福祉事業所や福祉関連団体、企業と連携するなど、円滑な活動が行われるように環境を整備していく必要があります。

推進に向けた取組

■ 福祉を支える人材の育成

ボランティア活動等の地域活動に幅広い世代の方が気軽に参加できるよう、講座等を開催しその理解を促進します。【ボランティア養成講座の開催、ボランティアガイドブックの発行、介護人材の育成等】

■ ボランティア活動等への支援

ボランティア団体等が活動しやすい環境を整備し、その活動等を支援します。【ボランティアセンターの運営、市民活動団体紹介ブックの発行、ボランティア保険の手続、ボランティアセンター登録団体による情報交換会の開催等】

各主体の役割

地域住民	◎社協などによるボランティア講座を受講してみましよう。 ◎買い物やゴミ出しなどのボランティア活動に参加してみましよう。 ◎何かしたいが、どうしたらいいか分からない場合は、社協のボランティアセンターに相談しましよう。
社協	◎ボランティア講座や体験学習プログラムなどを提供します。 ◎ボランティア講座をはじめ、スキルアップのための学びの機会や情報等を提供し、担い手の養成に努めます。 ◎新たな仕組みを検討します。 ◎ボランティアセンターの機能を充実します。
行政	◎ボランティアセンターの運営を支援します。 ◎防災教育の普及と防災ボランティアの育成を支援します。

基本目標 2 支え合いの地域づくり

身近な地域で住民同士が交流し、地域課題の早期発見・早期対応、災害時に備え、お互いに支えあい、つながるような地域づくりを進めます。

施策の方向

(1) 地域における交流の促進

地域での人と人との交流を促進し、地域のつながりを強化します。

現状と課題

令和4年度末現在、高齢者のミニサロンが37か所、子育てサロンが4か所、障がい者サロンが2か所で開催されています。高齢者のミニサロンは増加傾向にありますが、子育てサロンや障がい者サロンは少数にとどまっています。また、開催箇所に地域的偏りがあります。

誰もが気軽に交流できる場があれば、お互いに顔の見える関係ができ、孤立を防ぎ、安否を確認し合うことができます。サロン活動の必要性や効果について啓発活動を行い、市内全域に取組を広げるとともに、その活動を継続させていく必要があります。

また、活動拠点としては、公民館、コミュニティセンター、児童館、老人福祉センター、社会福祉協議会のボランティアセンター、市民活動サポートセンター、自治会館などが利用されていますが、活動拠点の確保が難しいという意見が多数寄せられています。さらに、複数のグループ・団体間の情報交換や交流に利用できる広さのある活動拠点は数が限られ、特に確保が困難であると言われています。

行きやすく、利用しやすい活動拠点の確保を、公的機関や企業、社会福祉法人、有志の支援者などの協力を得ながら進めていく必要があります。

推進に向けた取組

■ 顔の見える関係づくり

地域の見守りやつながりを強化するため、地域住民の交流を促進します。【高齢者・障がい者・子育て世代・外国人等を対象にしたサロン活動等】

■ 地域活動の拠点づくり

身近な地域における活動や交流の場づくりを推進します。【ボランティアセンターの運営、老人福祉センターの運営等】

各主体の役割

地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ◎サロン活動を企画し、広く参加を呼びかけ、誰もが気軽に交流できる場づくりをしましょう。 ◎気軽に立ち寄り、世間話や情報交換のできる場所づくりを進めましょう。 ◎地域の生活課題に気付いたら、解決策について考えましょう。 ◎解決に向けて、民生委員児童委員や社協、行政、専門機関等に相談しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ◎サロンの立ち上げや運営に関する情報提供や支援を行います。 ◎地域団体や関係機関の理解と協力を得るために、調整役を務めます。 ◎住民の理解や参加を促進するための啓発活動を行います。 ◎身近な地域で、子どもから高齢者まで誰もが集える機会や活動に関する情報を発信し、参加を支援します。 ◎ボランティアセンターを多くのグループ・団体が利用できるように、機能の充実を図り、活動を支援します。また、新たなグループづくりに必要な情報提供や助言を行います。 ◎市民活動サポートセンターと連携して、活動の支援に協力します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域団体や専門機関の理解と支援が得られるように働きかけを行い、運営財源の確保に関する支援を行います。また、必要に応じて開催場所についての相談に応じます。 ◎グループ団体等への市民活動サポートセンターの利用登録を促すことで、活動を支援します。 ◎市民活動サポートセンターと社協のボランティアセンターとの連携により、グループ団体等の活動を支援します。 ◎地域活動の拠点づくりを支援します。

施策の方向

(2) 支え合い活動の推進

地域住民が、多様化・複雑化する地域課題の解決に向け取り組む地域活動を支援します。

現状と課題

現在、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、児童などの見守り活動が、民生委員児童委員や自治会、老人クラブなどを中心に行われていますが、まだ十分ではありません。

地域における見守り活動は、社会的孤立を防ぎ、早期に異変を察知し、支援につなげることができる有益な活動です。

少子高齢化や核家族化など、ライフスタイルが変化していく中で、たとえ日常生活上のリスクを持ったとしても、安心して地域に住み続けられるようにするために、見守り活動を市内全域に広げていくことが必要です。

また、市民一人ひとりが、お互いに支え合い、助け合いの意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域福祉活動につなげていくことも必要です。

推進に向けた取組

■ 地域団体等の活動支援

地域課題の解決に向けた地域福祉団体や、地域の支え合い活動とその活動に参加する個人への支援、住民主体の見守り活動などの立ち上げを支援します。【地域活動団体への支援、地域見守り活動への支援、社協顕彰規程に基づく表彰等】

■ 住民参加の促進

地域課題の解決に向けた地域活動への参加を推進します。【住民参加型ヘルパーサービス、会員募集、共同募金運動、善意銀行等】

各主体の役割

地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ◎民生委員児童委員や自治会役員等を中心に、地域の見守りが必要な人の把握に努めましょう。 ◎異変に気付いた場合の連絡や、対応方法等について話し合しましょう。 ◎見守り活動の参加者を組織化しましょう。 ◎見守りやサロン活動等により、異変や生活課題の早期発見に努めましょう。 ◎気になることがあれば、民生委員児童委員や自治会役員等に連絡・相談し、できることから始めましょう。 ◎自治会等の地域活動に参加しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ◎見守り活動の立ち上げや運営、活動に参加する個人に関する支援を行います。 ◎異変や緊急事態が生じた場合の対応について、関係機関等と連携して支援を行います。 ◎地域の支え合い助け合いに向けた住民参加を推進します。 ◎社会福祉法人等の地域団体や関係機関の調整役となり、協働体制づくりを推進します。 ◎先進的な取組等の検討、周知に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎見守りが必要な人について、個人情報保護に配慮し、可能な範囲で情報提供を行います。 ◎個人情報の取扱いについて周知します。 ◎「丸ごと」相談が受けられる体制づくりを推進します。 ◎地域包括ケアシステムづくりを推進します。

大規模災害時に備え、関係団体と連携し地域力の強化等に務めます。

現状と課題

災害発生時の支援を円滑に行うためには、普段から顔の見える関係づくりが大切です。しかし、アンケートでは、普段の近所づきあいの程度は「会えばあいさつをする程度」が6割以上となっており、地域内での人間関係の希薄化が進む中では、こうした関係づくりは難しくなっています。

災害に備え、地域ごとの特色を把握したうえで、具体的な支え合いの仕組みづくりや援護が必要な方への支援体制づくりが必要とされており、地域における実効性のある防災・防犯体制を整備していくことが重要です。

推進に向けた取組

■ 災害時の対応力の強化

災害時に備え、関係団体等と連携し、対応力の強化等を図ります。【自治会等への防災備蓄品等購入支援、地域の支え合い活動等の新規立ち上げ支援、災害ボランティアセンター設置運営訓練、災害ボランティアネットワークの活動支援等】

各主体の役割

地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ◎お住まいの地域の避難所、避難経路の確認をしましょう。 ◎災害時要援護者の支援について、支援者や関係者で役割や行動を話し合っておきましょう。 ◎災害時要援護者や家族、地域住民の安否確認の方法について話し合っておきましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ◎大規模災害時に備え、災害ボランティア支援センターの設置・運営訓練や研修会等を定期的に行います。 ◎災害ボランティアネットワークの新たな会員と、災害ボランティアの育成を行います。 ◎自治会等の地域防災力の強化に向けた取組を支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害時要援護者登録を更新し、自治会長(支援者を含む。)、民生委員児童委員及び災害時支援機関との情報共有を行います。 ◎自主防災会を支援するため、防災協力登録事業所制度を創設し、広域な業種の店舗や事業所に登録をお願いし、地域防災活動の参加・協力を呼びかけ、災害時における地域防災力の強化に努めます。

基本目標3 安心して暮らせる仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な困りごとを受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

施策の方向

(1) 相談・支援体制の充実

相談窓口の周知に努めるとともに、相談内容に応じて、社会福祉法人等の関係機関等と連携し対応するなど、包括的な相談支援体制を充実します。

現状と課題

社協では、高齢者、障がい者、生活困窮者等からの様々な相談を受けています。相談内容は、社会経済状況を反映して複雑・多様化していますが、各担当で協力・連携して対応しています。

アンケート結果では、回答者の9割が日常生活における何らかの悩みや不安を抱えており、社協に今後求める活動として、「総合相談窓口としての機能の充実」が最も多くなっています。

相談者からの相談を包括的に受けとめ、単独での解決が難しい事例は、各種支援機関のネットワークで対応し、また複雑・複合化した課題は、多機関が協働して対応する包括的な相談支援を行っていくことが必要です。

推進に向けた取組

■ 包括的な相談支援の充実とネットワークの活用

相談内容に応じて適切に対応するとともに、必要に応じ関係団体や専門機関等とのネットワークを活用して対応します。【高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等への相談支援等】

各主体の役割

地域住民	◎地域の民生委員児童委員を知り、話し合える関係をつくりましょう。
社協	◎相談窓口は、行きやすく、気軽に話ができるような雰囲気づくりに努めます。 ◎相談を必要な支援に結びつけるために、関係団体や専門機関と協働できる体制づくりを推進します。
行政	◎行政内部の福祉関連課の連絡を密にして、協働体制をつくります。

支援を必要とする人が、必要なサービスを利用できるよう様々な機会をとらえ、サービスに関する情報を発信しその利用を促進します。

現状と課題

社協では、介護保険制度や障害者総合支援制度に基づく訪問介護サービスの提供、社協会費や共同募金をもとに、在宅での生活を支援する独自のサービスを提供しています。

アンケート結果では、福祉サービスの利用経験のある人は全体の2割台半ばとなっています。さらに、利用経験者に福祉サービスの不都合や不満の内容をたずねたところ、「どのサービスが良いのかわからない」、「利用手続きが煩雑」、「サービス情報の入手が難しい」といった意見も多くあげられています。

必要な人に、必要なサービスを届けることができるように、サービスに関する適切な情報発信、利用者が安心して利用できるようサービスの質の向上を図ることが必要です。

推進に向けた取組

■ 制度等に基づく福祉サービスの提供

市委託事業、介護保険制度、障害者総合支援制度等に基づき、適切な福祉サービスを提供します。【ひとり親家庭へのヘルパー派遣、障がい児者の移動支援、訪問介護サービス等】

■ 社協会費等を活用した福祉サービスの提供

社協会費・善意銀行・共同募金等を財源に、社協要綱等に基づき必要な福祉サービスを提供します。【紙おむつの支給、年末援護金の支給、ひとり親援護品の支給、善意銀行寄託物品の配分等】

各主体の役割

地域住民	◎福祉サービスの正しい利用方法や仕組みについて学びましょう。 ◎自分に必要なサービスを選択しましょう。
社協	◎公的サービスの狭間を埋める、きめ細かいサービスの提供に努めます。 ◎福祉サービスに関する適切な情報を発信します。 ◎介護サービスの質の向上を図ります。
行政	◎個々の状態に最も適したサービス内容が選択できるように、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援の各施策により、福祉サービスの推進を図ります。

判断能力が十分でない高齢者・障がい者の権利を守り、本人の意思や自己決定を尊重する取り組みを進めるとともに、各制度の利用を促進します。

現状と課題

社協では、平成28年11月に伊勢原市からの委託を受け、伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターを開設し、令和4年度からは中核機関として、成年後見制度に関する相談・支援、普及・啓発、市民後見人の養成及び活動支援等の業務を行っています。

今後、認知症高齢者の増加が予測されていますが、それ以外にも単身高齢者や親亡き後の障がい者など、子や孫、親族などからの支援が得られにくい人の増加が予想されています。そうした人々が、意思を尊重され、尊厳のある暮らしを住み慣れた地域で続けられるように、成年後見・権利擁護事業の充実・普及を図っていく必要があります。

推進に向けた取組

■ 相談支援体制の推進

判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利を擁護します。【成年後見・権利擁護推進センターの運営、市民後見人の養成・活動支援、法人後見の実施、あんしんセンターの運営等】

■ 制度の普及啓発

成年後見制度の利用を促進します。【広報活動の実施、講演会・出前講座の開催、成年後見制度ハンドブックの発行、市事業対象外の後見人報酬の助成等】

各主体の役割

地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ◎権利擁護に関する制度に関心を持ちましょう。 ◎パンフレットやホームページで情報収集をしてみましょう。 ◎成年後見に関する講演会や研修会に参加してみましょう。 ◎市民後見人養成研修に応募してみましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ◎中核機関として、成年後見・権利擁護推進センターを運営し、成年後見制度に関する相談対応及び申立の支援、普及・啓発を目的とした研修会等を開催し、利用促進に努めます。 ◎日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。 ◎市民後見人の養成と活動支援を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎成年後見制度の利用を促進するために、計画的な支援を行います。 ◎成年後見・権利擁護推進センターの運営を支援します。

資料編

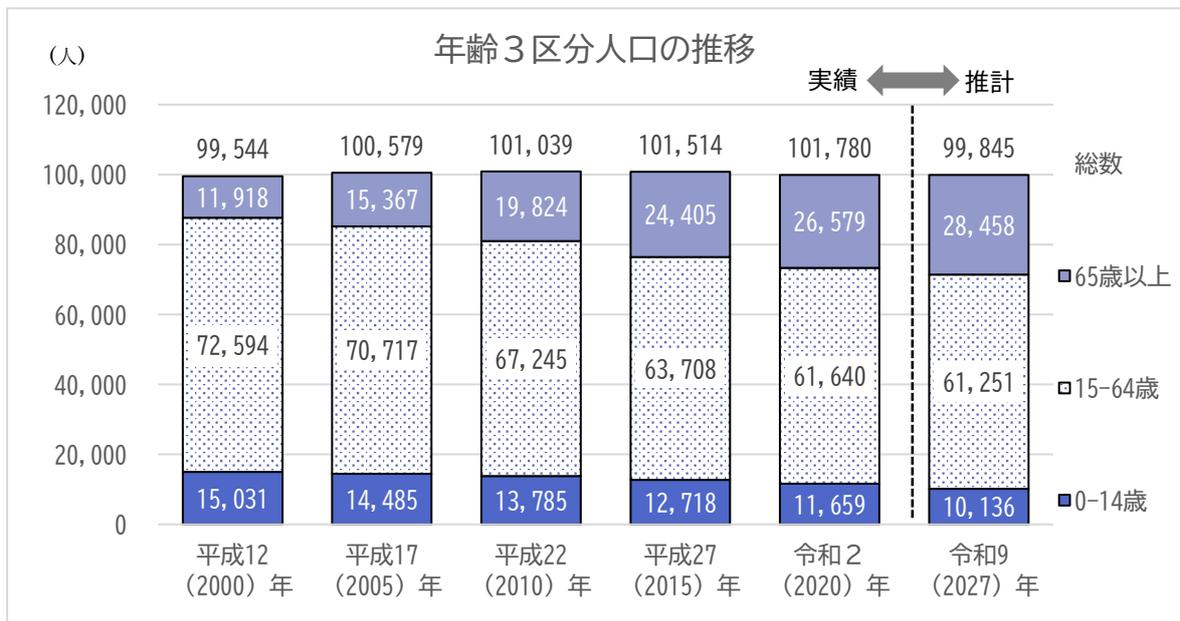
1 伊勢原市の地域と現状

(1) 人口

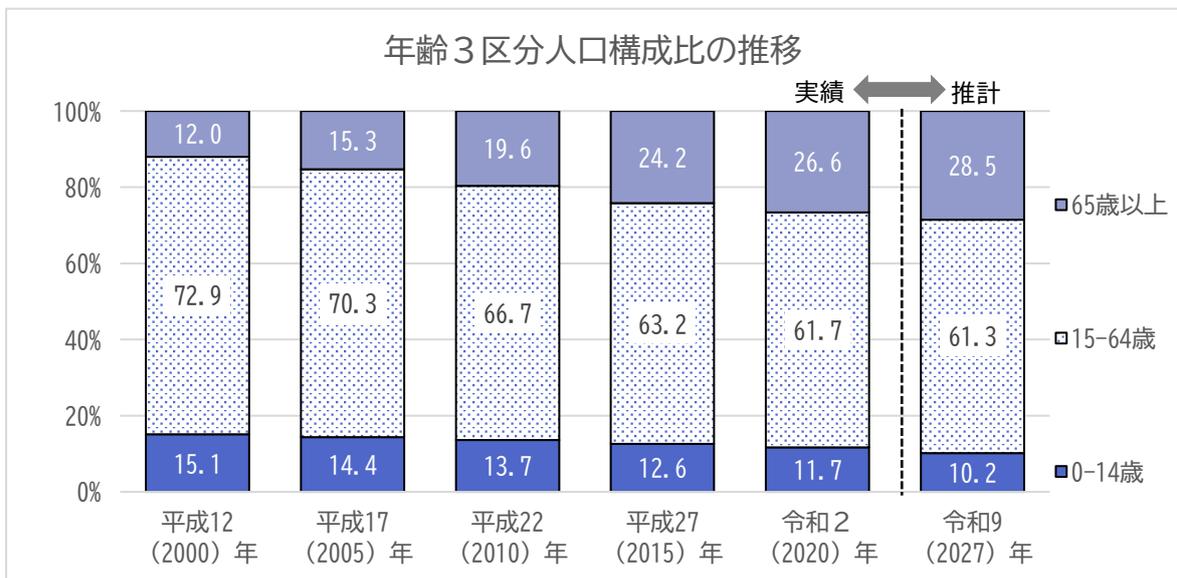
本市の年齢3区分人口の推移をみると、平成12(2000)年から増加しており、令和2(2020)年には、101,780人となっています。今後は緩やかに減少に転じ、令和9(2027)年には、99,845人になると推計しております。

また、年齢3区分別では「65歳以上」が唯一増加を続け、令和2(2020)年は20年前の2倍以上となっています。

年齢3区分の割合をみると、平成12(2000)年には「0-14歳」が「65歳以上」を上回っていましたが、令和2(2020)年は後者が前者の2倍以上です。



資料：国勢調査（各年10月1日）



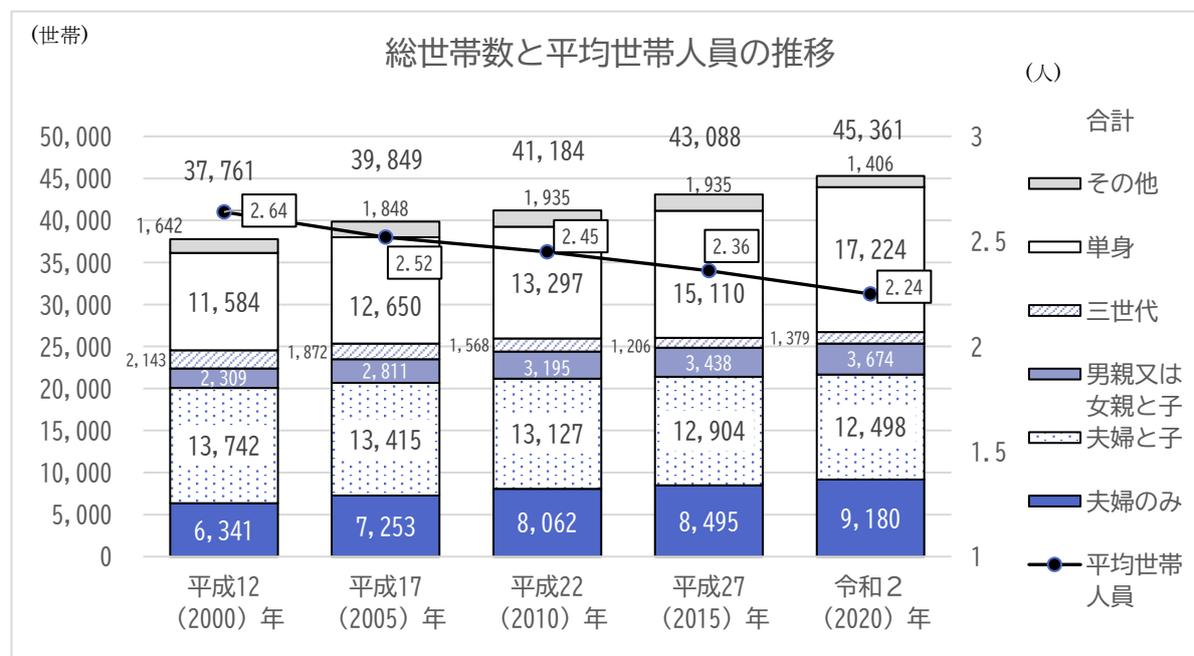
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 世帯

① 世帯数の変化

総世帯数は20年前に比べて7,000世帯以上の増加となっており、人口が2,000人程度の増加であるのに比べて増加率の高さが際立っています。

家族類型別では「単身」の伸びが著しく、1世帯あたりの平均世帯人員数は減少が続いています。この傾向は、今後も続くものと予想されます。



資料：国勢調査（各年10月1日）

② 単身世帯の変化

令和4(2022)年8月1日現在の市全体の単身世帯数は、19,617世帯となっており、そのうち約2割を75歳以上の世帯が占めています。今後も高齢単身世帯の増加が予想されます。

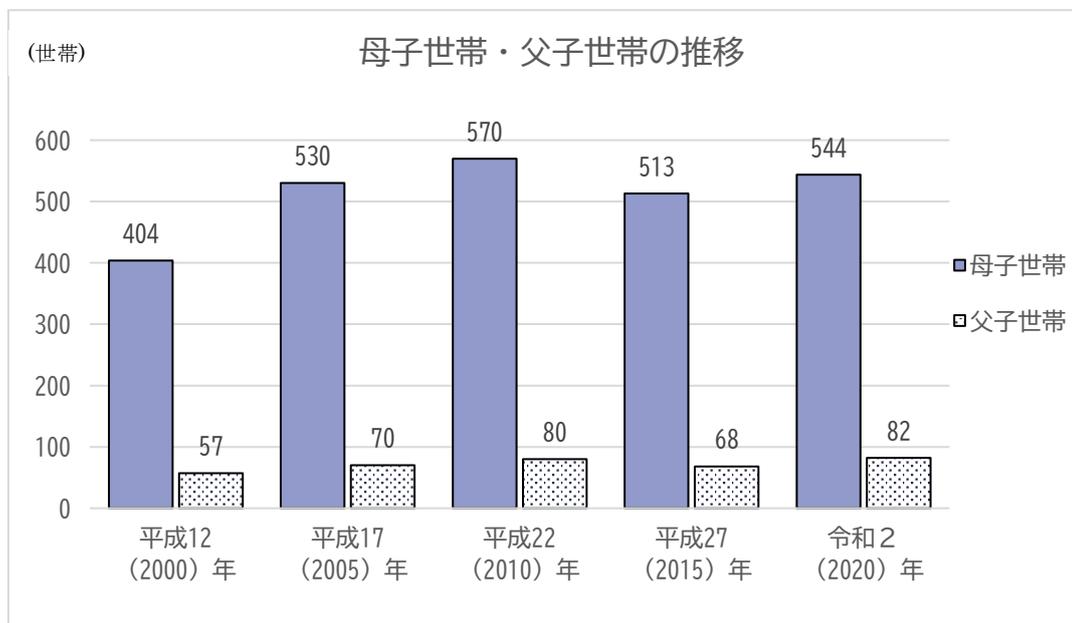
地区別にみると、大山地区において、山間部に位置し流動性が低いことや、人口が他の地区に比べて少なく、地区内の特別養護老人ホームなどの施設入所者の占める割合が高いことから、高齢単身世帯の割合が83.3%と極めて高くなっています。

地区名	総世帯数	単身世帯数	年齢構成		
			0～64歳	65～74歳	75歳以上
伊勢原地区	18,138	8,282	5,669(68.4%)	993(12.0%)	1,620(19.6%)
大山地区	470	186	31(16.7%)	41(22.0%)	114(61.3%)
高部屋地区	4,447	1,813	1,028(56.7%)	278(15.3%)	507(28.0%)
比々多地区	5,991	2,329	1,456(62.5%)	339(14.6%)	534(22.9%)
成瀬地区	13,724	5,331	3,703(69.5%)	613(11.5%)	1,015(19.0%)
大田地区	4,539	1,676	956(57.0%)	250(14.9%)	470(28.0%)
合計	47,309	19,617	12,843(65.5%)	2,514(12.8%)	4,260(21.7%)

資料：住民基本台帳（令和4（2022）年8月1日現在）

③ 母子世帯及び父子世帯の変化

母子世帯や父子世帯は、平成22(2010)年までは増加が続いていましたが、その後は増減の繰り返しとなっています。

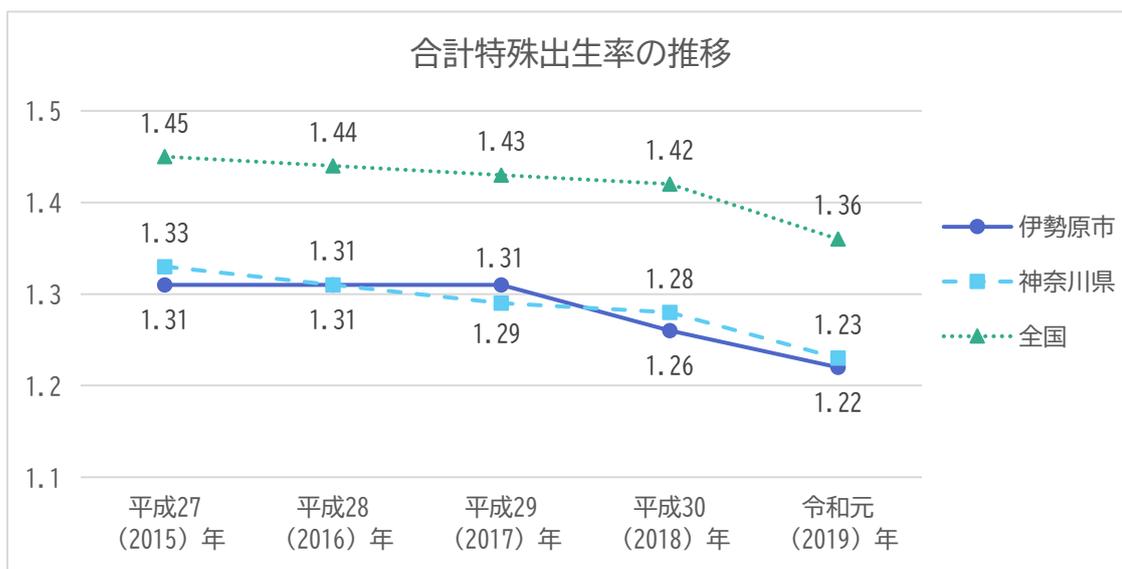


資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 出生

本市の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子どもの数)は、神奈川県と同レベルで同様の推移をしており、全国よりも0.1以上低い水準にあります。

最近20年間は市、県、国いずれも低下が続いており、今後も低下していくことが予想されます。

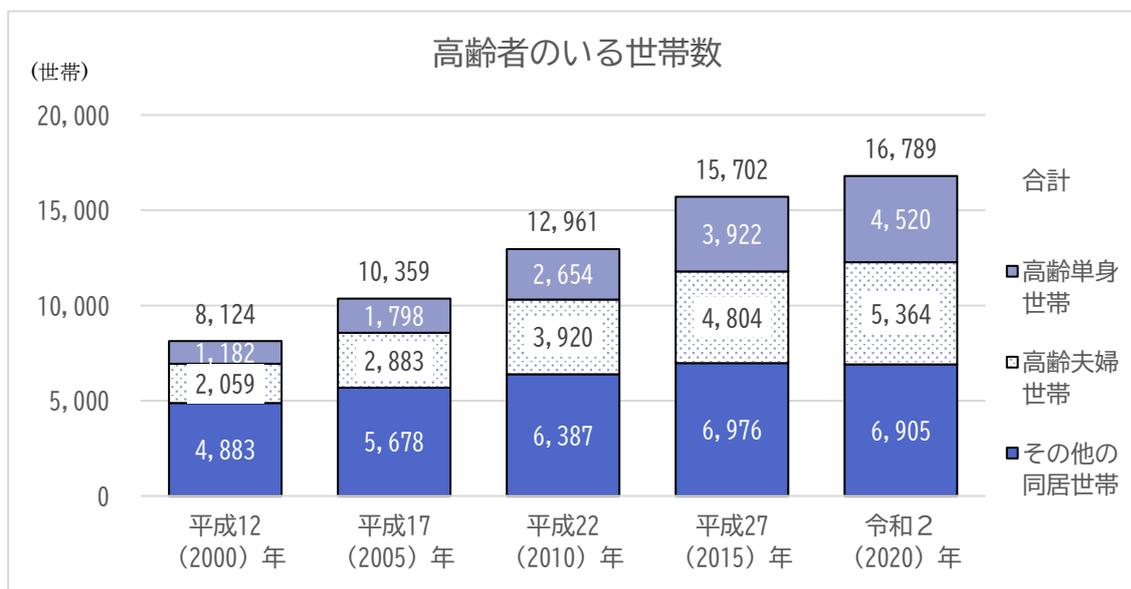


資料：神奈川県衛生統計年報、人口動態統計

(4) 高齢者福祉

本市の令和2(2020)年における高齢者のいる世帯数は、約1万7千で20年前の2倍以上となっています。内訳をみると、「高齢単身世帯」の増加が特に目立ち、20年前の4倍近くとなり、今後も増加することが予想されます。

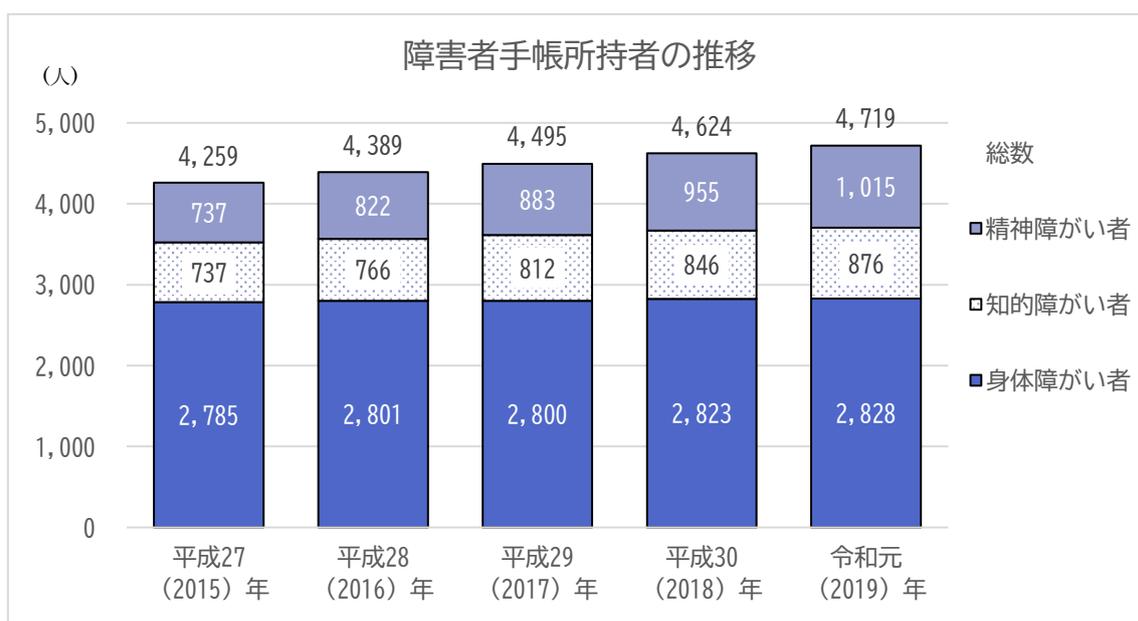
令和2(2020)年の構成比を神奈川県や全国と比較すると、本市は「高齢単身世帯」の割合がやや低いことがわかります。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(5) 障がい者福祉

障害者手帳所持者の総数は増加を続けており、今後も増加していくことが予想されます。障がい別に手帳所持者の推移を見ますと、4年前に比べ、身体障がい者が43人、知的障がい者が139人、精神障がい者が278人とそれぞれ増加しております。



資料：統計いせはら（各年 10 月 1 日現在、精神は各年度末）

(6) 生活保護

生活保護の被保護人員数および保護率はほぼ横ばいで推移しています。

生活保護の世帯総数は、微増傾向にあり、今後も同様の傾向が予想されます。

世帯区別生活保護世帯数の推移の内訳を見ると、「高齢者」が増加しています。平成30(2018)年以降は、「高齢者」が全世帯の半数以上を占めています。

被保護人員及び保護率の推移 (人)

	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
保護人員(人)	1,166	1,192	1,179	1,174	1,180
保護率(%)	11.47	11.68	11.50	11.50	11.60

資料：統計いせはら（各年 10 月 1 日現在）

(7) 子育て家庭の生活困難状況

子育て家庭へ実態調査を実施し、生活の困難状況を3つに区分し、その区分に該当する数により「困窮家庭」「周辺家庭」「一般家庭」に分類したところ、支援が必要と思われる「困窮家庭」と「周辺家庭」を合わせ 15%を占めました。

【生活困難状況の区分】

A 低所得	所得が全国平均の半分以下の世帯
B 家計の逼迫（ひっばく）	電気・ガス・水道・家賃等の料金滞納や、食料・衣料品等の生活必需品が買えなかったことがある世帯
C 子どもの体験や所得物の欠如	一般的な家庭の子どもが体験するレジャーや習い事、所有物や環境などが欠如している世帯

【家庭分類】

生活困難状況の該当数	家庭分類	全体	小学5年	中学2年
2つ以上	困窮家庭	3.7%	3.9%	3.5%
いずれか一つ	周辺家庭	11.3%	12.8%	9.5%
いずれにも該当しない	一般家庭	77.8%	76.3%	79.5%

資料：伊勢原市子どもの貧困対策に関する取組方針（令和3年1月）

2 アンケート調査及びヒアリング調査の結果

第5次地域福祉活動計画を策定するにあたり、伊勢原市と共同で「地域福祉に関するアンケート調査」をはじめ、団体ヒアリング調査と地域懇談会を実施しました。その結果、明らかになった主要な点を紹介します。

I 「地域福祉に関するアンケート調査」の主な結果

(1) 社会福祉協議会（社協）の活動に関する結果

ア 活動について知っているもの

「赤い羽根共同募金運動」が69.0%で特に多く、「ミニサロンの支援(高齢者、障がい者、子育て世代を対象としたサロン活動)」が25.6%、「ホームヘルパー等の派遣(介護保険、障害者総合支援法等)」(18.6%)、「知っている事業はない」(18.5%)が1割台となっています。

イ 今後、期待する活動

「総合相談窓口としての機能の充実」が41.5%で最も多く、「福祉に関する情報提供の充実」が30.7%、「認知症高齢者に対するサービス等の充実」(23.6%)、「市民・地域のボランティア活動の促進」(23.4%)、「子育て支援の充実」(23.1%)が2割台となっています。

(2) 基本目標1：福祉を支える人づくりに関する結果

ア 福祉への関心

福祉への関心が「とても関心がある」が27.4%、「やや関心がある」が50.0%で、両者を合わせた《関心がある》と答えた人は77.4%となっています。《関心がない》(「まったく関心がない」と「あまり関心がない」の計)と答えた人は21.2%となっています。

イ ボランティア活動の参加状況

参加しているボランティア活動は、「体育・スポーツ・文化に関する活動」が15.3%で唯一1割を超え、それ以外の活動(自然・環境保護、高齢者支援、障がい者支援、青少年健全育成、子育て支援など)は1割未満となっています。「参加したことはない」は59.3%となっています。

(3) 基本目標2：支え合いの地域づくりに関する結果

ア 地域活動への参加

参加している地域活動は、「自治会・町内会での活動」が50.5%で最も多く、これに「子ども会・PTAでの活動」が31.0%で次いでいます。「参加したことはない」は33.9%となっています。

イ 自身が考える近所付き合い

近所付き合いは、「プライバシーを干渉しない程度の付き合いがよい」が47.8%で最も多く、「困った時には相談できる付き合いがよい」が23.0%、「あいさつ程度で、それほど親しくはしなくてよい」が17.2%となっています。「なんでも協力し合える付き合いがよい」は7.7%となっています。

ウ 日常生活で地域の人に手助けしてもらった（もらいたい）こと

地域生活での困りごとや心配ごとは、「火災や地震などの防災」が35.2%で最も多く、「防犯の問題」が24.0%、「生活費などの経済的な問題」(16.3%)、「身近な人の介護の問題」(15.4%)、「交通や外出手段」(14.2%)が1割台となっています。一方、「特にない」は26.4%となっています。

エ 地域の人が日常生活で困ったとき、手助けできること

■手助けしてほしいこと

「買い物や通院等の際の送迎サービス」や「日常生活に関する悩みや不安の相談」が上位にあげられますが、手助けしてほしいことはいずれの項目も1割未満となっており、「今は特にない」が71.3%となっています。

■手助けできると考えられること

「日常的な話し相手」が24.2%で最も多く、「日常的な買物」(17.3%)、「病院の薬の受け取りなどの用事」(14.4%)、「日常生活に関する悩みや不安の相談」が1割台となっています。一方、「特にない」は43.7%となっています。

オ 災害時の困りごと

「避難所生活に対する不安」が65.9%で最も多く、「家族との連絡」(46.2%)、「避難する際の不安」(42.6%)が4割台、「薬や必要な医療を確保できるかどうか不安」が39.3%となっています。

(4) 基本目標3：安心して暮らせる仕組みづくりに関する結果

ア 日常生活の悩みや不安の相談先

「家族や親せき」が78.2%、「友人・知人」が50.1%とこの2項目が最も多くなっており、それ以外の相談先(医療関係者、近所の人、福祉施設等の職員など)は1割未満となっています。

イ 福祉サービスの利用状況

福祉サービスを「利用したことがある(現在利用している)」と答えた人が26.5%、「利用したことはない」と答えた人が70.8%となっています。

ウ 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの認知度

センターを知っていると答えた人(「はい」)は8.9%にとどまり、知らないと答えた人(「いいえ」)が87.7%を占めています。

(5) 地域福祉推進のための重要な施策について

伊勢原市の地域福祉の推進のために重要な施策は、「地域福祉に関する広報・啓発」が42.1%で最も多く、「活動参加のきっかけとなる行事やイベントの開催」(33.3%)、「学校などでの地域福祉に関する教育」(31.9%)、「地域における人の交流の促進」(30.9%)が3割台となっています。

II ヒアリング調査・地域福祉懇談会の主な意見

(1) 基本目標1：福祉を支える人づくりに関する意見

ア 会員や活動者について

- 団地内は、まだ会への参加をためらっている人もいるため、さらに声掛けをしていきたい。
- 会員の高齢化と減少傾向打開には、新規会員の増強が必須。活動再開の目処が立った時点より、会員募集活動に着手する。
- 会員数の増加により通訳者の担い手も期待できるため、多くの市民と簡単に楽しくふれあえる機会を作ってほしい。
- 身近な地域において、子どもから高齢者まで世代を超えた体験等を通じて福祉を学び様々な地域活動等参加していただくことが必要である。

イ 地域福祉を支える人材について

- ボランティア講座や研修会などを開催し、新たな担い手の育成をするための支援をしてほしい。
- 研修や講習会など人数が集まる機会が減少したため、情報共有する機会も減ってしまった。少人数でも良いので、人が集まれるような場が設けられるようにしてもらえると助かる。
- 我々より若い年代層にはボランティア意識が希薄に感じる。やり甲斐を感じられるような研修や広報を求めたい。次世代の支援者の育成は重要である。
- 役員のなり手不足による負担感の増大、意欲低下、解散。下部組織の、地区(小学校区)単位での活動が2年間できない状態が、「なくてもよい」という安易な結論につながりがちなため、地区単位でつながる意味と組織構成を再構築する必要性がある。
- 民生委員児童委員や消防団員の補充・選任が困難となっており、苦慮している。

(2) 基本目標2：支え合いの地域づくりに関する意見

ア 地域活動について

- 会員の高齢化に伴う体力、気力の低下、役員の引き受け手といった問題を引きずって今後の活動続行に苦慮している。現状では、異なる発展は無理としても参加者が毎回楽しみにしている「ミニサロン」の存続に向け努力しながら取り組んでいきたい。
- もっと行政と社協が団体活動に積極的に支援してもらいたい。メリハリをつけて活動に入ってきてもらいたい。
- 地域に根付いた活動を進めてほしい。ひとり暮らし高齢者夫婦が多くなってきています。遠くまで足を運べない人が沢山出てきている。自治会との連携が必要になってきているのではないかと。

イ 防災対策について

- 災害時要援護者避難支援制度の充実(個別カード作成)
- 災害時要援護者の把握について、現状では本来援護の必要な方等は確認ができない。又、制度への対応が自治会と民生委員児童委員に頼りすぎと感じる。行政が、支援を希望される方のみを登録するのではなく、支援が必要な要支援者全体を把握できる体制を図る必要がある。

(3) 基本目標3：安心して暮らせる仕組みづくりに関する意見

ア 福祉サービスや権利擁護について

- 地域には、高齢者や障がいをはじめ様々な事情から福祉サービスを必要とする人々がいる。そのような人々が多様な活動に主体的に参加しつつ、地域の一員として自分らしく生活が送れるよう関係者が力を合わせ取り組んでいくことが大切なのではと思う。
- 障がい者に応じたきめ細かな対応が必要。例えば、災害時の個別避難計画の作成や情報通信技術を活かすための研修など。
- 差別解消法などの研修会やレクリエーション活動を実施し、障がい者の福祉向上のために支援してほしい。
- 独居の高齢者、親亡き後の障がい者等は今後も増加することが予想されるので、相談会の開催回数を増やし、成年後見制度の利用促進に努めていきたい。

イ 公共施設等のバリアフリー化や移動支援について

- 当施設では決まった曜日のみ送迎をしている。昨年利用者が通所時に怪我をしてしまったため、施設周辺のバリアフリー化が直近の課題としてあげられる。
- 高齢者はいるが、現状では外に出るのが怖いと言っている人もいる。送迎しないので、来たくても参加できない人もいる。
- 参加したい方で歩行困難者等、2階での会場の際、参加困難な方が多くなってきている。公民館等にエレベーターがあったらと感じる。参加したいのに参加できない方が、これからも多く出てくるのではないかと。

(4) コロナ禍の課題について

- 活動方法が相手方と直接対面して行うものであるため活動ができない。よってコロナ禍が終息するまで傾聴活動はできない。会としてはフェイスシールドの着用、マスク着用、こまめな消毒等気をつけて一歩前に進もうとしている。傾聴そのものではない状況下でも、会としてのスキルアップに心掛け、勉強会を月に1回程度続けている。
- 集団行動する上での難しさ、コロナ禍における環境整備が課題。いつ終息するか不明な状態な上で環境整備予算上難しくとまどっている。集団行動が多いので、利用者が安心・安全に通所できるようにするためには、どうしたら良いのか現在も課題解決には至っていない状況にある。

(5) その他福祉施策について

- 地域が一体となり、子どもや家庭をめぐる状況を把握する必要があると思う。個人や一機関では解決が困難な課題が多いため、関係機関や専門職の方々と役割分担を明確にし、協働していくことが求められるのではと思う。
- 生活困窮者に対しての家賃補助などの取り組みは非常に進んでいると感じているが、世帯収入の格差は大きいので、子どもの進学向上に向けての地域塾(無料)のような、直接支援できる取り組みを検討推進していくのはどうか。例) 子ども食堂・子ども塾など
- 一度あやまちに陥った人たちの立ち直り、薬物関係等の更正保護支援活動や犯罪予防活動に取組、社会の温もりを感じる福祉環境を進めてほしい。

3 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）策定の意義に鑑み、計画立案の総合調整及び合理的推進を図るため、計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会定款第26条に規定する理事会を委員会とする。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

2 委員長は会長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長には、副会長2名をもって充て、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 委員会の設置期間は、計画の策定終了までとする。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の事項を所掌する。

(1)策定方針に関すること。

(2)計画の立案に関する重要事項

(点検推進委員会)

第6条 委員会は、計画立案の実務を所掌するため、点検推進委員会を設置することができる。また、その運用内規は別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年年12月1日から施行する。

4 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画点検推進委員会設置要綱

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画点検推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の円滑な推進を図るため、計画の進捗状況の点検、改善及び充実を図ることにより、施策の推進に寄与することを目的として、伊勢原市地域福祉活動計画点検推進委員会(以下「点検推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 点検推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の実施状況に係る意見及び評価に関すること。
- (2) 計画の改善を要すべき事項について改善案を提案すること。
- (3) 前2号の点検、改善等の集約に基づき、次期計画の原案を策定すること。
- (4) その他計画の円滑な執行のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 点検推進委員会は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「委員」という。)9人以内をもって組織する。

- (1) 知識経験者
- (2) ボランティア関係者
- (3) 当事者団体関係者
- (4) 市民の代表者
- (5) 自治会連合会の代表者等
- (6) 民生児童委員協議会の代表者等
- (7) 行政職員
- (8) 社会福祉協議会事務局職員
- (9) その他会長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、5年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、原則として、在任期間10年を超えないものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第5条 点検推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、点検推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 点検推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(有識者等の出席)

第7条 点検推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に有識者等の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 点検推進委員会の庶務は、社会福祉協議会総務係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、点検推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、この要綱の一部改正に係る起案の決裁の日(平成30年7月30日)から施行し、改正後の社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画点検推進委員会設置要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、この要綱の一部改正に係る起案の決裁の日(令和4年7月26日)から施行し、改正後の社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画点検推進委員会設置要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

5 伊勢原市地域福祉活動計画策定委員会名簿

	氏名	所属等	備考
1	佐伯 妙 有	伊勢原市社会福祉協議会長	委員長
2	大川 要	伊勢原市自治会連合会長	副委員長
3	若松 操	伊勢原市民生委員児童委員協議会長 ※令和4年11月30日まで	副委員長
	白鳥 勉	伊勢原市民生委員児童委員協議会長 ※令和4年12月1日から(一斉改選に伴い交代)	
4	大脇 兼 弘	社会福祉法人ウエルエイジ理事長	
5	秋澤 孝 則	伊勢原市医師会長	
6	妻鹿 ふみ子	東海大学健康学部健康マネジメント学科教授	
7	伊丹 經 子	伊勢原市ボランティア連絡協議会	
8	小林 幹 夫	伊勢原市社会福祉協議会常務理事(兼)事務局長	

6 伊勢原市地域福祉活動計画点検推進委員会名簿

	氏名	所属等	備考
1	妻鹿 ふみ子	東海大学健康学部健康マネジメント学科教授 伊勢原市社会福祉協議会理事	委員長
2	小澤 和 博	伊勢原市自治会連合会副会長	副委員長
3	若松 操	伊勢原市民生委員児童委員協議会長 伊勢原市社会福祉協議会理事 ※令和4年11月30日まで	
	萩原 雅	伊勢原市民生委員児童委員協議会監事 ※令和4年12月1日から(一斉改選に伴い交代)	
4	長谷川 幸 子	社会福祉法人伊勢原市手をつなぐ育成会理事長 伊勢原市社会福祉協議会評議員	
5	野崎 美 子	伊勢原市ボランティア連絡協議会	
6	田中 昭 彦	市民の代表	
7	小形 宜 仁	伊勢原市保健福祉部福祉総務課主幹(兼)係長	
8	小林 幹 夫	伊勢原市社会福祉協議会常務理事(兼)事務局長	

7 第5次伊勢原市地域福祉活動計画策定経過

年月日	会議等	内容
令和4年 8月1日(月)	第1回伊勢原市地域福祉活動計画 点検推進委員会	・計画策定スケジュール等について
9月16日(金)	第2回伊勢原市地域福祉活動計画 点検推進委員会	・アンケート及びヒアリング結果等からみえた 課題について ・次期計画の考え方、方向性等について
11月8日(火)	第3回伊勢原市地域福祉活動計画 点検推進委員会	・計画(案)の検討
11月24日(木)	第4回伊勢原市地域福祉活動計画 点検推進委員会	・計画(案)の審議・検討
12月8日(木)	第1回伊勢原市地域福祉活動計画 策定委員会	・計画(案)の審議
令和5年 1月10日(火) ~ 2月9日(木)	パブリックコメント実施	・第5次伊勢原市地域福祉活動計画(案)
1月13日(金)	ワークショップ実施	・地域福祉に関する現状や課題について
2月20日(月)	第5回伊勢原市地域福祉活動計画 点検推進委員会	・計画(案)の審議・策定
3月16日(木)	第2回伊勢原市地域福祉活動計画 策定委員会	・計画(案)の審議・策定

第5次伊勢原市地域福祉活動計画
(令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度))

発行：社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会
発行年月：令和5年(2023年度)3月

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会
〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ1階
TEL：0463-94-9600 FAX：0463-94-5990
E-mail：info@isehara-shakyo.or.jp
URL：<http://www.isehara-shakyo.or.jp/>

